

◆◆国民健康保険◆◆ 高額療養費『限度額適用認定証』の申請について

申請手続きは、8月3日(月)から!

- ◆現在お持ちの「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担減額認定証」の有効期限は、令和8年7月31日です。8月以降も引き続き、限度額認定証の交付をご希望の場合は、健康保険課の窓口において申請手続きをお願いします。
- ◆マイナ保険証を利用される方は、限度額適用認定証の申請は不要となります。また、オンライン資格確認システムを導入している医療機関等でも、限度額適用認定証の申請が不要となります。
ただし、91日以上長期入院該当(入院時食事療養費)の手続きは、マイナ保険証利用に関わらず必ず窓口での申請が必要です。
- ◆世帯員に令和8年度(令和7年中)所得未申告者がいる場合は区分判定ができないため、必ず収入申告をお願いします。

対象者	持ってくるもの
70歳未満の方 70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯の方および住民税課税世帯のうち「現役並み所得者I」、「現役並み所得者II」に該当する方	①対象者の資格確認書または、マイナンバーカード(マイナ保険証登録済みの方) ②窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類(免許証等) ③91日以上長期入院該当の場合は、入院期間が確認できるもの(領収書、入院証明書等)



限度額認定証について詳しくはこちら



入院時食事療養費について詳しくはこちら

お問い合わせ ☎ 健康保険課 国民健康保険係 098-911-9163



認知症カフェ



ゆんたく広場 にしまーる 8月の案内

にしまーるの由来

認知症の方やその家族、地域の方々や専門家が相互に共有、理解しあえる場として、誰もが気軽に繋がれる場所。「にしはら」と「ゆいまーる」を掛け合わせて作りました。



テーマ 手工芸part2 ～指先を動かし脳を活性化☆シ～

毎日暑いが続いていますが、皆さまいかがお過ごしでしょうか?こまめな水分を摂り熱中症に注意しましょう!今月のゆんたく広場にしまーるは7月に引き続き手工芸を予定しています。指先を動かす事で脳の血流量増加が期待できます。

この機会に手工芸はじめてみませんか?

参加無料

- 日時: 8月12日(水) 午後2時～午後4時
- 場所: いいあんべ一家(中央公民館となり)



※イラストはイメージです

お問い合わせ ☎ 地域包括支援センター 098-882-0117 | 福祉課 介護支援係 098-945-4791

医療法人
和み会

城間 医院

西原中学校向かい
電話: (098) 945-4551

内科

胃・大腸カメラ
生活習慣病 など

心療内科

心の不調
睡眠障害 など

「西原町かなまる商品券」

配偶者等からの暴力を理由に避難している方へ

配偶者やその他家族からの暴力(DV)等の理由で、住民票の住所と異なる場所に住んでいる方は申出をすることで商品券をお送りできる場合があります。
対象者や申出方法の詳細は西原町ホームページをご確認ください。



【申出期限】9月30日(水)

町ホームページ▶

お問い合わせ ☎ 産業観光課 商工観光係 098-945-4540

令和8年度 国民年金保険料の「免除・納付猶予」手続きのご案内

本人、配偶者(別世帯の配偶者を含む)、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業等の理由がある場合、申請により保険料の納付が**免除**または**猶予**となります。

将来の年金や、万一のときの障害基礎年金を受け取る資格を守るための大切な制度ですので、お早めにお手続きください。



受付開始日	7月1日(水) から開始
申請に必要な書類	■本人が申請する場合 ・本人確認書類 ■代理人が申請する場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類 ※失業や倒産などが理由の場合は、別途、雇用保険受給資格者証や離職票のコピーが必要となる場合があります。
申請のポイント	■マイナンバーカードがあれば、スマホやパソコンからマイナポータルで電子申請が可能です。(※数字4ケタの暗証番号と、英数字6ケタ以上の暗証番号の入力が必要です。) ■申請が遅れても、過去2年1か月分(納付済み月を除く)までさかのぼって申請できます。

お問い合わせ ☎ 町民課 住民年金係 098-945-5012 | 日本年金機構 浦添年金事務所 098-877-0343

マイナンバーカード夜間・休日窓口のご案内

- マイナンバーカード関連手続の時間外窓口を右記のとおり開設します。予約制となっていますので、ご希望の方は、町民課までお問い合わせください。

開設日時

8月 4日(火) 午後5時30分～午後7時30分
8月13日(木) 午後5時30分～午後7時30分
8月23日(日) 午前9時～正午

お問い合わせ ☎ 町民課 住民年金係 098-945-5012

相続 遺言 お悩みではありませんか?



～専門家が解決方法をご提案します～
相続・遺言のことなら何でもご相談下さい。
相続・遺言の初回相談は無料です!



司法書士法人 きゃん事務所

代表司法書士 喜屋武 力
司法書士 親泊 千佳
司法書士 波平 峻
与那原町字東浜23番地2 営業時間 平日9:00～17:30
(ローソン与那原東浜店となり)
TEL 8 8 2 - 8 1 7 7 (要予約)

相続・遺言に関することならこちら▶「相続・遺言おきなわ.com」
http://souzokuigon-okinawa.com/



二次元コードか「相続 遺言 きゃん」で検索してアクセス